

福岡広域都市計画道路 1・4・1-3 号  
都市高速道路3号線延伸事業

環境影響評価書

要約書

令和2年6月

福岡市



# 目 次

第1章	都市計画対象道路事業の名称.....	1-1
第2章	都市計画決定権者等.....	2-1
第3章	都市計画対象道路事業の目的及び内容 .....	3-1
3.1	都市計画対象道路事業の目的.....	3-1
3.2	都市計画対象道路事業の内容.....	3-2
3.2.1	都市計画対象道路事業の種類.....	3-2
3.2.2	都市計画対象道路事業が実施されるべき区域の位置.....	3-2
3.2.3	都市計画対象道路事業の規模.....	3-2
3.2.4	都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数.....	3-2
3.2.5	都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度.....	3-2
3.2.6	都市計画対象道路事業に係る道路の区間.....	3-4
3.2.7	都市計画対象道路事業に係る道路の区分，計画交通量及び構造の概要.....	3-4
3.2.8	都市計画対象道路事業の工事計画の概要.....	3-8
3.2.9	都市計画対象道路事業に係る道路のインターチェンジ等区域の位置.....	3-14
3.2.10	その他都市計画対象道路事業の内容に関する事項.....	3-14
3.2.11	環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容.....	3-14
第4章	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況.....	4-1
第5章	配慮書における計画段階配慮事項ごとの調査，予測及び評価の結果.....	5-1
第6章	配慮書についての国土交通大臣の意見及び 意見についての都市計画決定権者の見解.....	6-1
第7章	配慮書の案又は配慮書についての関係する行政機関の意見又は一般の意見 及び都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.1	配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見 及び都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.2	配慮書についての関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解.....	7-2
第8章	方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び 意見についての都市計画決定権者の見解.....	8-1
第9章	方法書についての県知事意見及び意見についての都市計画決定権者の見解.....	9-1

第 10 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査, 予測 及び評価の手法.....	10-1
10.1 専門家等による技術的助言.....	10-1
10.2 選定項目及びその選定理由.....	10-2
10.3 環境影響評価の調査, 予測及び評価の手法の選定.....	10-4
10.3.1 大気質.....	10-4
10.3.2 騒音.....	10-12
10.3.3 超低周波音.....	10-19
10.3.4 振動.....	10-21
10.3.5 水質.....	10-26
10.3.6 地盤（地下水環境）.....	10-29
10.3.7 日照障害.....	10-34
10.3.8 動物.....	10-35
10.3.9 植物.....	10-39
10.3.10 生態系.....	10-42
10.3.11 景観.....	10-44
10.3.12 人と自然との触れ合いの活動の場.....	10-46
10.3.13 廃棄物等.....	10-48
10.4 評価の手法.....	10-49
10.4.1 環境影響の回避, 低減に係る評価.....	10-49
10.4.2 国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策との整合性.....	10-51
第 11 章 環境影響評価の結果.....	11-1
第 12 章 環境影響の総合的な評価.....	12-1
第 13 章 準備書について意見を有する者の意見の概要及び 意見についての都市計画決定権者の見解.....	13-1
第 14 章 準備書についての県知事意見及び意見についての都市計画決定権者の見解..	14-1
第 15 章 国土交通大臣意見と都市計画決定権者の対応.....	15-1
第 16 章 環境影響評価準備書の記載事項の修正内容.....	16-1
第 17 章 環境影響評価の委託先の名称等.....	17-1

「本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R1JHf 1266）  
なお、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

## 第 1 章 都市計画対象道路事業の名称

### 1.1 都市計画対象道路事業の名称

福岡広域都市計画道路 1・4・1-3 号 都市高速道路 3 号線延伸事業

## 第 2 章 都市計画決定権者等

### 2.1 都市計画決定権者の名称

名 称：福岡市

### 2.2 事業予定者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称：福岡北九州高速道路公社

代表者の氏名：理事長 山中 義之

住 所：福岡市東区東浜二丁目 7 番 53 号

### 第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容

#### 3.1 都市計画対象道路事業の目的

福岡空港は、九州・西日本地域の発展を支える主要地域拠点空港として、また、アジアへのゲートウェイとして重要な役割を果たしており、将来の航空需要に適切に対応するとともに、将来にわたり国内外航空ネットワークにおける拠点性を発揮しうるように、滑走路増設事業などの機能強化が進められている。

福岡高速道路については、福岡都市圏における放射環状道路網の枢要を担う自動車専用道路であり、九州縦貫自動車道や西九州自動車道と接続しているが、国内線旅客ターミナルへのアクセスについては、『空港通』ランプを利用して2 km 程度、一般道を走行することに加え、主要渋滞箇所である「空港口」交差点を通過しなければならない。また、福岡市南部地域や太宰府インターチェンジ方面からは、『空港通』ランプを利用できないため、『半道橋』ランプ、『金の隈』ランプなどを利用して3～5 km 程度、一般道を走行しなければならないなどの課題がある。

このようなことから、当該事業は、国内線旅客ターミナルへのアクセス強化及び国道3号空港口交差点の混雑緩和に資することを目的とする。



図 3.1-1 福岡高速道路路線図

### 3.2 都市計画対象道路事業の内容

#### 3.2.1 都市計画対象道路事業の種類

指定都市高速道路の新設

#### 3.2.2 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域の位置

都市計画対象道路事業が実施されるべき区域（以下「都市計画対象道路事業実施区域」という。）の概略図は図 3.2-1 に示すとおりである。

また，都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の位置は図 3.2-2 に示すとおりである。

#### 3.2.3 都市計画対象道路事業の規模

延長約 1.8km（うち連結路約 0.4km）

#### 3.2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数

車線数：4車線

#### 3.2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度：60km/h

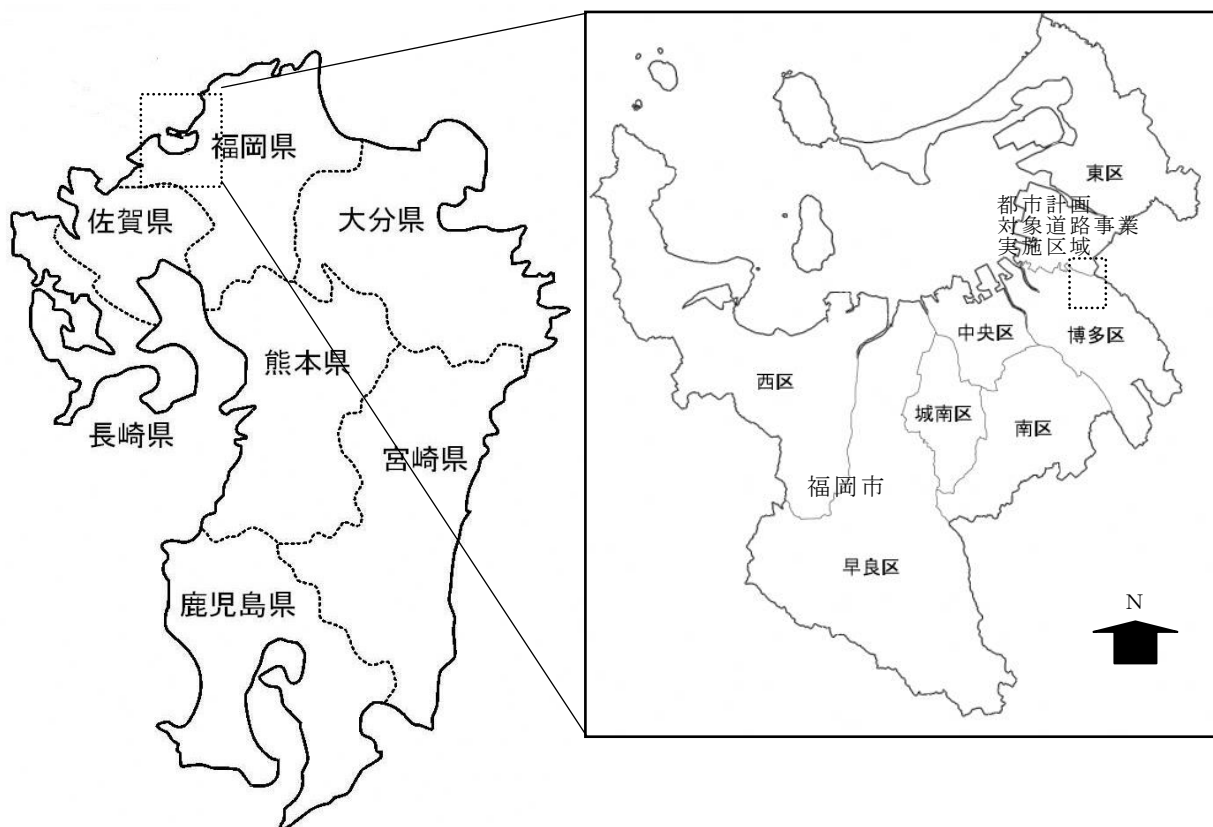


図 3.2-1 都市計画対象道路事業実施区域概略図



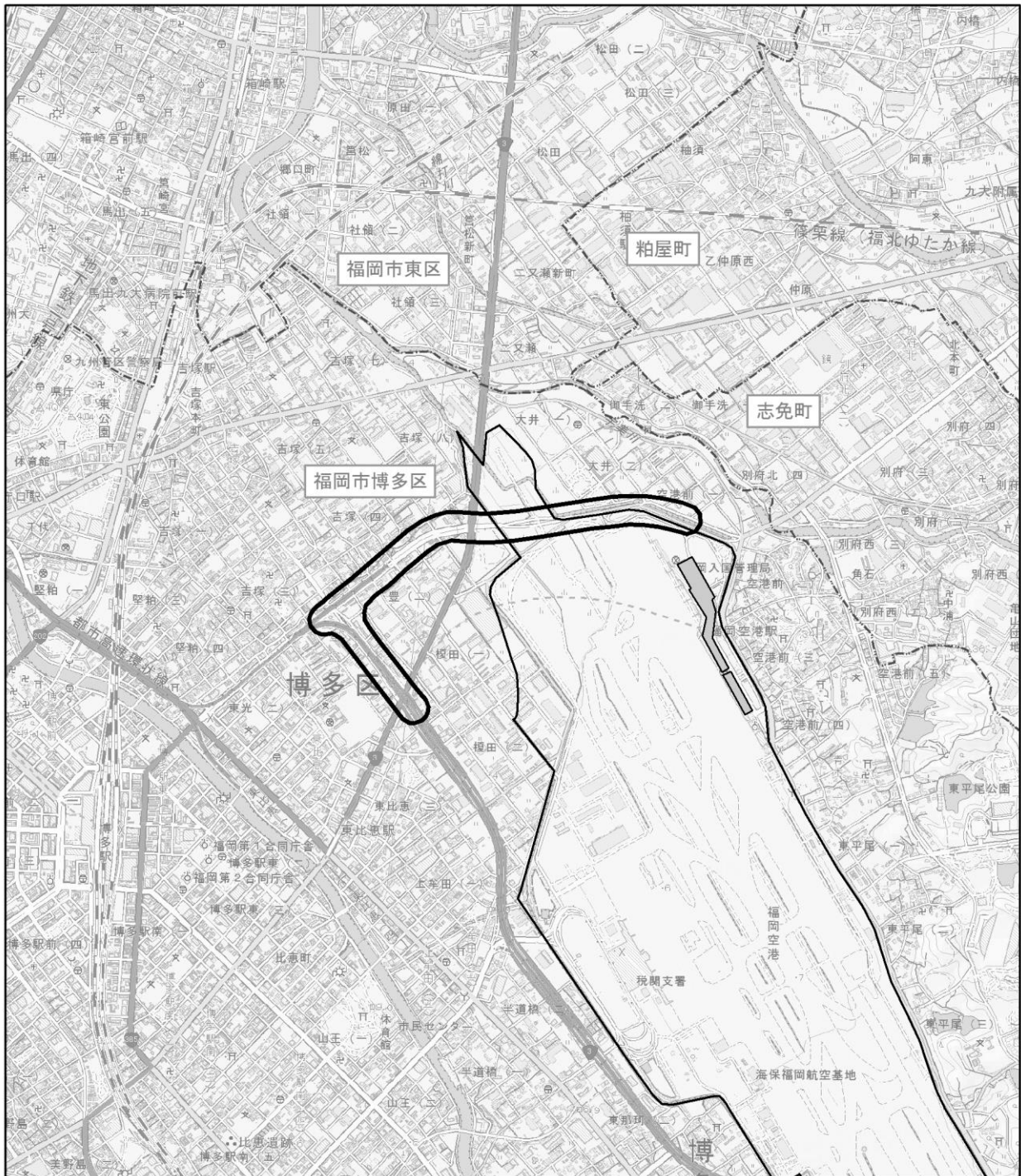


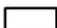


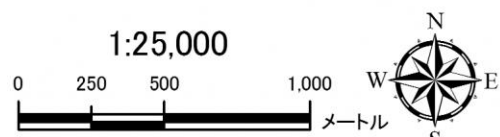


図 3.2-2 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲

凡例

-  都市計画対象道路事業実施区域
-  国内線旅客ターミナル
-  福岡空港
-  市町村界
-  区界



### 3.2.6 都市計画対象道路事業に係る道路の区間

都市計画対象道路事業に係る道路の区間は以下に示すとおりである。

都市計画対象道路事業に係る道路の区間	起点：福岡市博多区豊一丁目付近 終点：福岡市博多区大字下臼井付近
--------------------	-------------------------------------

### 3.2.7 都市計画対象道路事業に係る道路の区分，計画交通量及び構造の概要

#### (1) 道路の区分

##### 第2種第2級

※第2種：都市部に存する高速自動車国道及び自動車専用道路

※第2級：第2種の道路で大都市の都心部に存する高速自動車国道以外の道路

#### (2) 計画交通量

計画交通量は、「平成22年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省）を基本として作成された2030年の将来OD表（図3.2-3参照）を用いて，幹線道路ネットワークの整備が概ね完了する時期を想定した2030年の将来の道路ネットワークで推計した。

推計した計画交通量は表3.2-1，図3.2-4に示すとおりである。

表 3.2-1 計画交通量(2030年度)

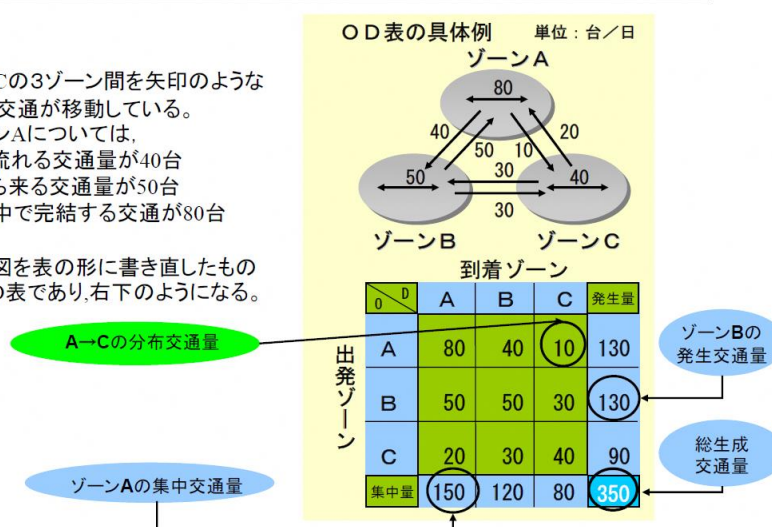
区間	計画交通量(台/日)
豊ジャンクション～空港北ランプ(仮称)	9,000

## 2. OD表とは

ゾーン間の交通の移動量を表(行列)形式で表現したものをいう。

例えば，

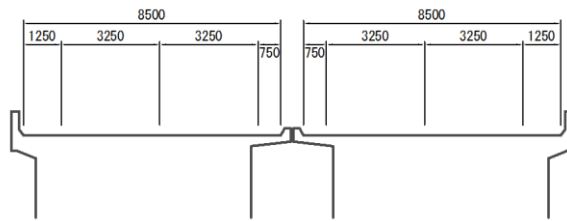
- A,B,Cの3ゾーン間で矢印のような量の交通が移動している。
- ゾーンAについては，  
Bに流れる交通量が40台  
Bから来る交通量が50台  
Aの中で完結する交通が80台
- この図を表の形に書き直したものがOD表であり，右下のようになる。



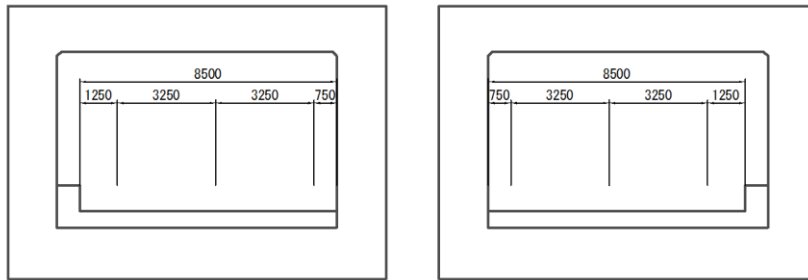
出典：国土交通省HP 道路の将来交通需要推計に関する検討会資料

図 3.2-3 OD(「Origin(起点)」,「Destination(終点)」)表について

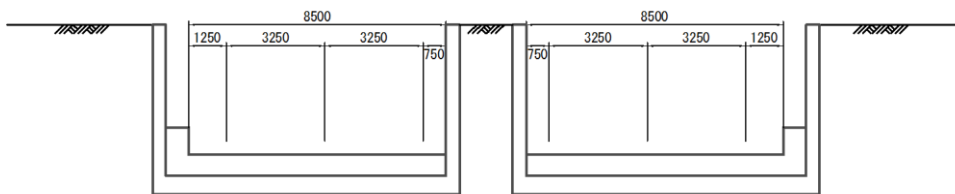




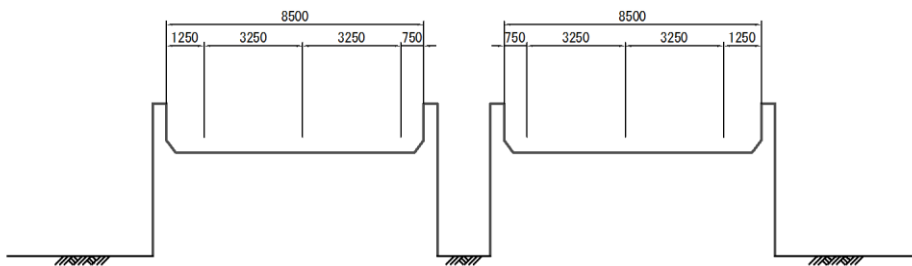
嵩上式（橋梁部）



地表式（嵩上式，地下式の区間以外の区間（トンネル部））



地表式（嵩上式，地下式の区間以外の区間（掘割部））



地表式（嵩上式，地下式の区間以外の区間（擁壁部））

図 3.2-5 標準断面図



### 3.2.8 都市計画対象道路事業の工事計画の概要

#### (1) 工事計画の概要

都市計画対象道路事業の工事計画の策定に際しては、概ねの工事期間を想定した上で、道路構造及びその延長等から想定される工事区分毎に工種を設定した。また、工事用車両については、実施される工事区分の期間と工事用車両が運行可能な既存道路の関係から必要な車両台数を推計した。

都市計画対象道路事業の工事区分は、橋梁・高架，土工（盛土・切土）及びトンネルから構成される。工事区分の概要を表 3.2-3 に示す。また，工事区分ごとの一般的な施工方法を①～③に示す。なお，施工方法については，事業実施段階において詳細な調査及び設計を行ったうえで決定する。

今後，工事の実施にあたっては，設計，施工を進める過程において環境配慮を十分に行っていくこととする。

表 3.2-3 工事区分の概要

道路構造の種類	工事区分	想定される主な工種
橋梁部	橋梁・高架	準備工，下部工（基礎杭工，土留工，掘削・支保工，コンクリート基礎工，橋脚工），上部工（橋桁架設工），床版工，舗装工，設備工
掘割部	土工	準備工，開削擁壁工（土留工，掘削・支保工，擁壁工），床版工，舗装工，設備工
擁壁部	土工	準備工，擁壁工（擁壁工，盛土工），床版工，舗装工，設備工
トンネル部	トンネル	準備工，開削工（土留工，掘削・支保工，躯体工，埋戻工），床版工，舗装工，設備工

#### ① 橋梁部

仮囲い設置後，最初に基礎としての杭を打設する。その後，土留矢板を地中圧入し，掘削を行いながら，地盤の安定を確保するための支保工を行い，コンクリート基礎構築下端まで掘り下げる。その後，杭の上にコンクリートを打設し，基礎を施工する。基礎の上にコンクリート又は鋼製の橋脚を施工し，下部工を完成させる。

下部工完成後，橋脚の上に橋桁を設置する架設工を施工したのち，床版などを施工し，舗装工，照明灯などの設備工を施工する。

橋梁部の施工手順を図 3.2-7 に示す。

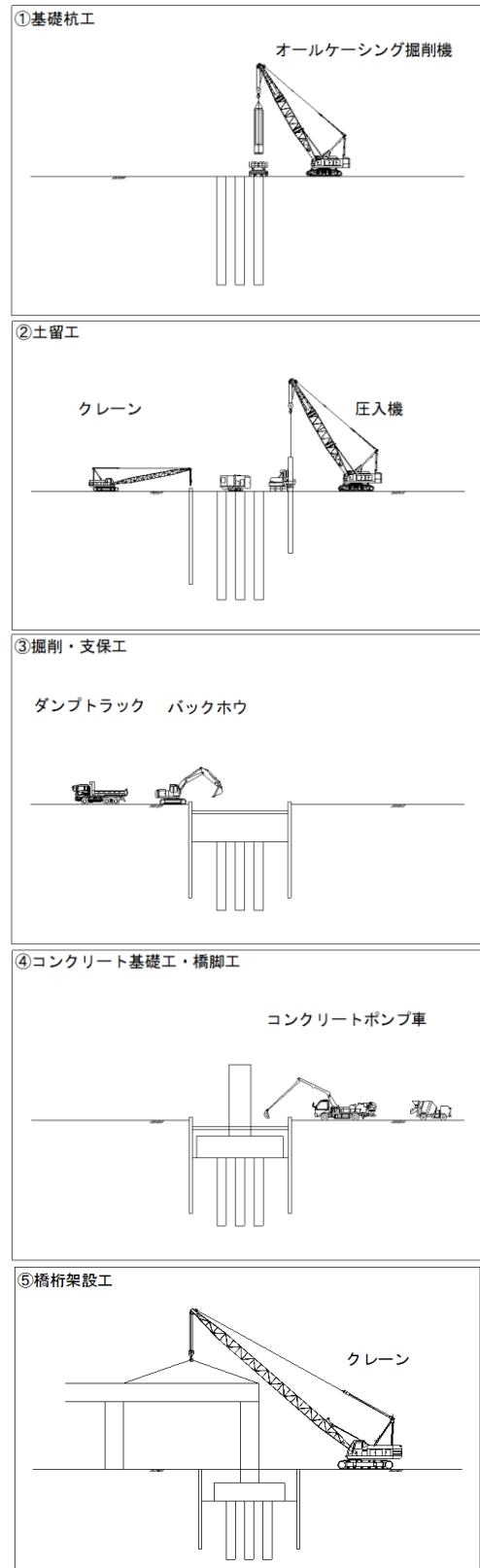
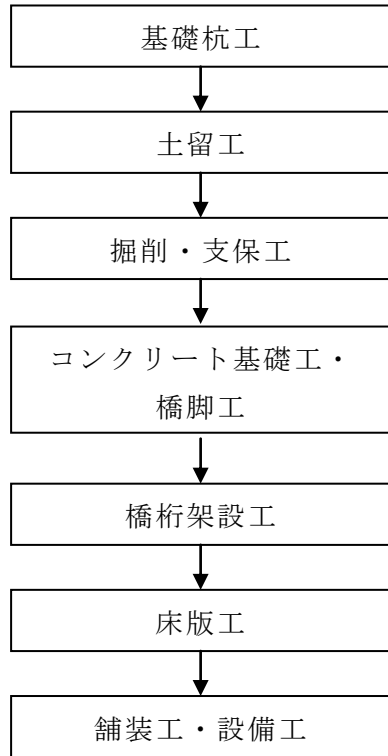


図 3.2-7(1) 橋梁工事の施工手順

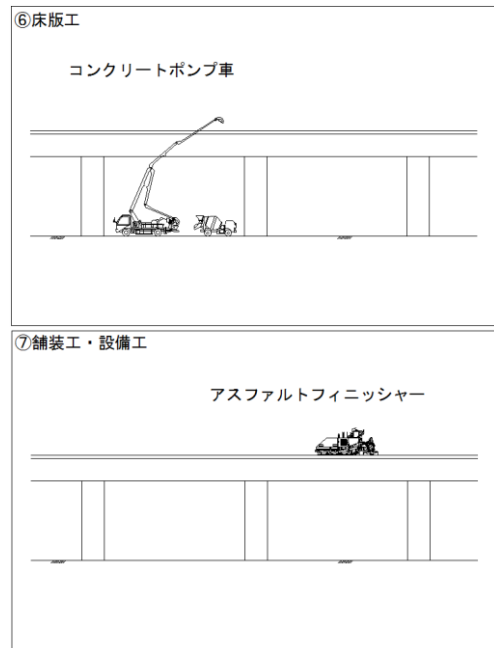


図 3.2-7(2) 橋梁工事の施工手順

② 掘割部，擁壁部（土工）

施工ヤードの整備，機材の搬入等の準備工を終えた後，掘割部は土留矢板を地中圧入し，掘削を行いながら，地盤の安定を確保するための支保工を行い，掘割部下端まで掘り下げる。その後，コンクリートを打設し，擁壁を施工する。掘削した土砂を擁壁部に運搬し，敷きならした後に締め固め作業（盛土工）を繰り返し行う。

その後，掘割部，擁壁部とも床版工，舗装工，照明灯などの設備工を施工する。

掘割部の施工手順を図 3.2-8 に，擁壁部（土工）の施工手順を図 3.2-9 に示す。

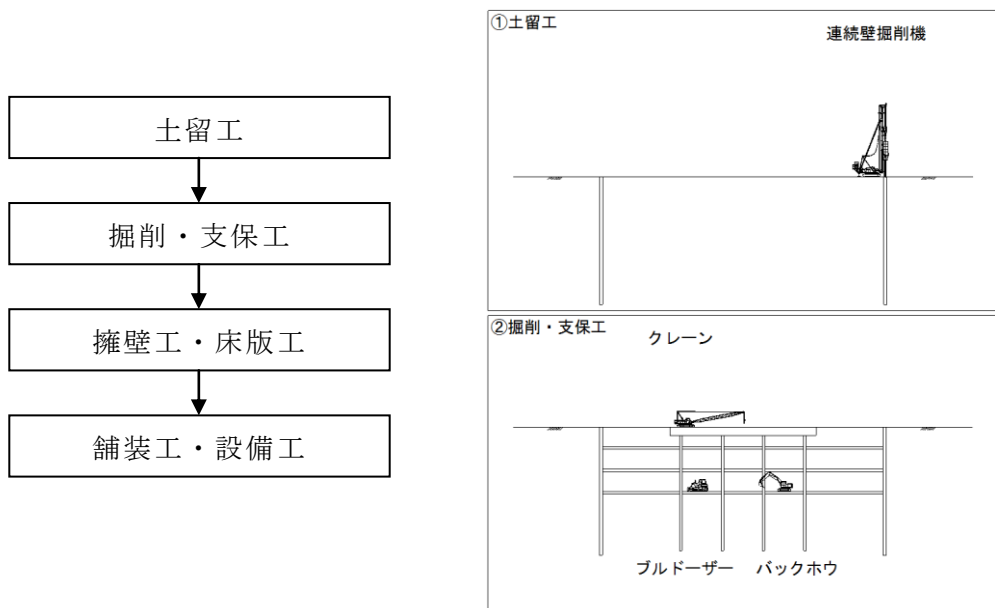


図 3.2-8(1) 掘割工事の施工手順



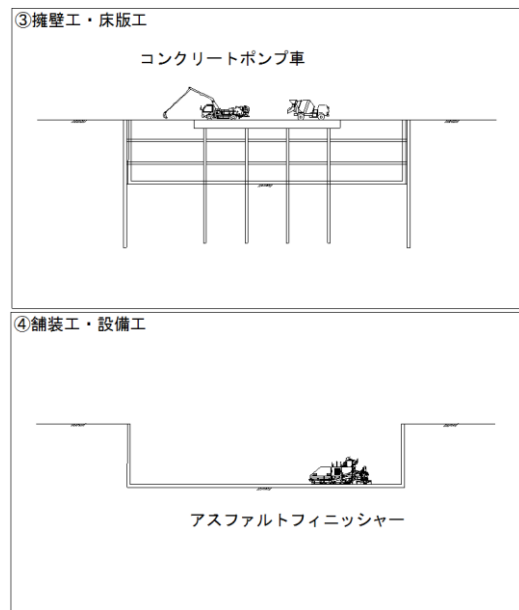


図 3.2-8 (2) 掘割工事の施工手順

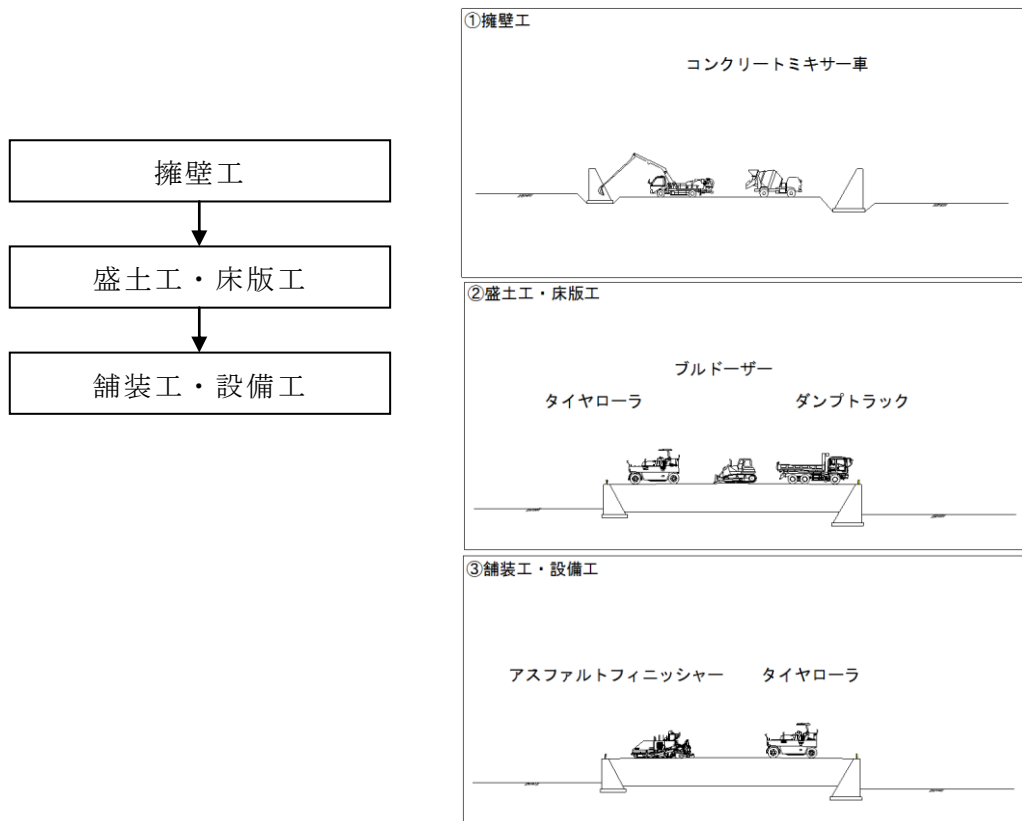


図 3.2-9 擁壁工事の施工手順

### ③ トンネル部

トンネル部については、開削工法を想定している。

準備工として、道路面などの舗装を取り壊し、鋼製等の覆工板を敷き、車両等の通行を確保する。土留矢板を地中圧入し、掘削を行いながら、地盤の安定を確保するための支保工を行い、トンネル躯体構築下端まで掘り下げる。その後、鉄筋と型枠を組み立て、コンクリート

を打設し，トンネル躯体を施工する。土砂で埋め戻し，地表部の道路面の舗装等を復旧する。

トンネル内部の床版などを施工し，舗装工，照明灯などの設備工を施工する。

トンネル部の施工手順を図 3.2-10 に示す。

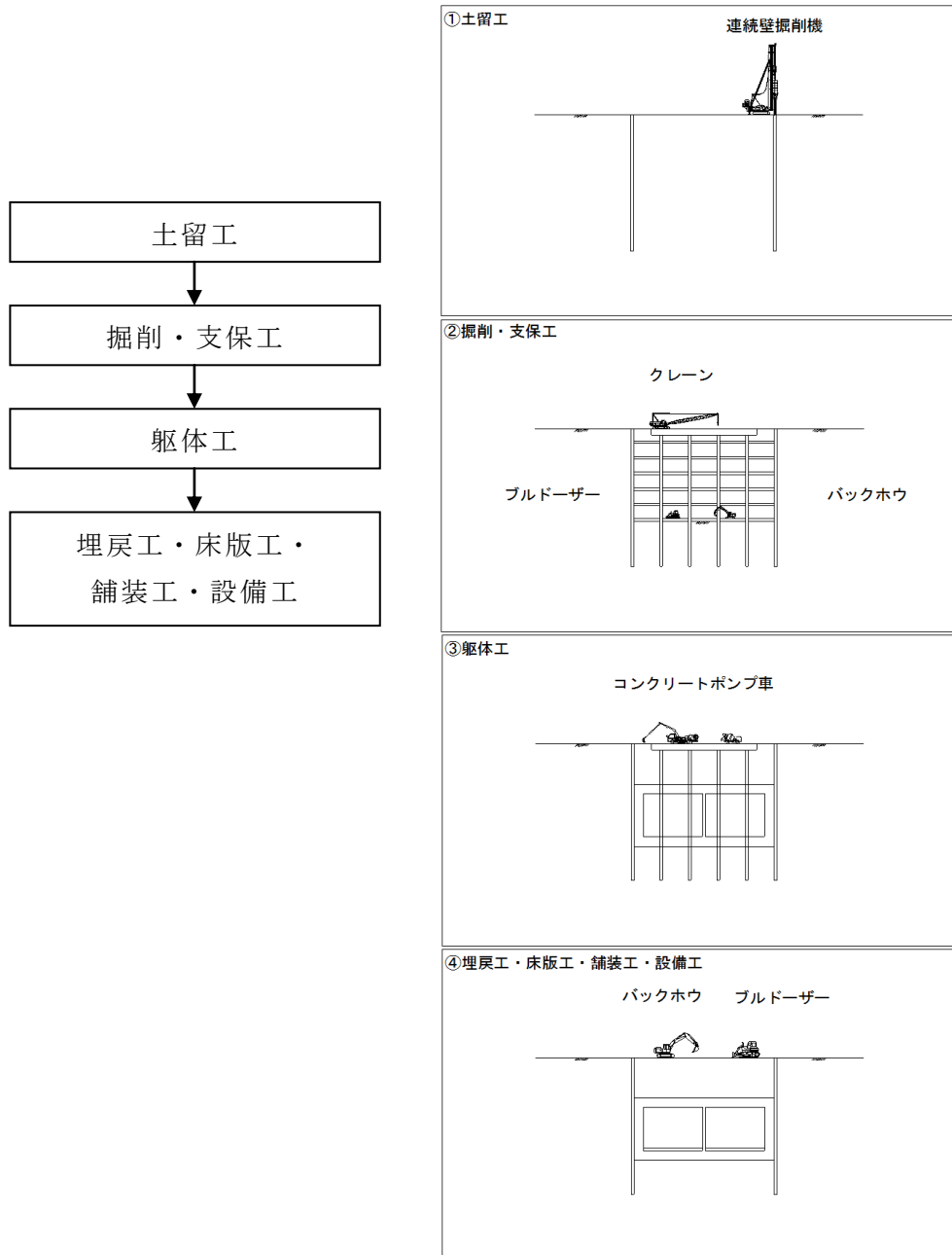


図 3.2-10 トンネル工事の施工手順

(2) 工事施工ヤード，工事用道路の設置位置

工事施工ヤードは都市計画対象道路事業実施区域内に設置する計画としている。工事用道路は既存道路の利用及び都市計画対象道路事業実施区域内の工事施工ヤードと既存道路間に設置する計画としている。

なお，建設発生土の仮置場を設置する場合は，周辺的生活環境及び自然環境への影響に配慮するとともに，仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り，建設発生土の飛散及び流出防止を行う。

(3) 工事工程

本事業の工事工程は，表 3.2-4 に示すとおり想定している。

表 3.2-4 工事工程

区間	工事区分	年目				
		1	2	3	4	5
橋梁部	準備工	■				
	下部工	■	■			
	上部工		■	■	■	
	床版工・舗装工				■	■
	設備工					■
掘割部	準備工	■				
	開削擁壁工		■	■		
	床版工・舗装工				■	
	設備工					■
擁壁部	準備工	■				
	擁壁工		■	■		
	床版工・舗装工				■	
	設備工					■
トンネル部	準備工	■				
	開削工	■	■	■		
	床版工・舗装工				■	
	設備工					■

注) この工期は，現地工事着手後の工期である。

#### (4) 温室効果ガス排出量の削減等

事業実施段階において、温室効果ガス排出量を削減するために、市場性、安定供給、性能、品質の確保にも留意しつつ、他の道路事業における取り組み状況を踏まえ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号、最終改正：平成27年9月11日法律第66号）に基づく特定調達品目等の使用に努める。

また、工事中の温室効果ガスの排出量削減等に留意しつつ、効率的な施工計画を策定するよう努める。

#### (5) 工法の選定

工事の実施に当たっては、工事の際の車線規制等により交通渋滞が発生し、大気質や温室効果ガス等に係る影響があることに留意し、工法の選定を行う。

工事中は既存道路の車線規制を行うことが考えられるが、車線数を確保した上で道路の切り回しを行い、渋滞が発生しないようにする等、配慮して施工を行う。

また、やむを得ず車線規制を行う作業については、交通の少ない時間帯に作業を行う等、規制が最小限となるよう配慮する。

なお、関係機関との協議により、夜間に工事を行う場合には、周辺の住環境に十分配慮するように努める。

### 3.2.9 都市計画対象道路事業に係る道路のインターチェンジ等区域の位置

都市計画対象道路事業に係る道路のインターチェンジ等区域を表3.2-5に示す。また、区域の位置は図3.2-5に示すとおりである。

表 3.2-5 都市計画対象道路事業に係る道路のインターチェンジ等区域の位置

インターチェンジ等の名称	位置	連結予定道路の名称
空港北ランプ（仮称）	福岡市博多区下臼井	県道別府比恵線

### 3.2.10 その他都市計画対象道路事業の内容に関する事項

#### (1) 休憩所の設置

休憩所の設置は計画していない。

### 3.2.11 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

#### (1) 概略計画（ルート）の検討の経緯

「福岡市都市交通基本計画」（平成26年5月策定）において、「都市の骨格となる幹線道路ネットワークの形成」を図るための施策とし

て、福岡空港方面への都市高速道路の延伸，自動車専用道路におけるランプやジャンクションの設置・改良を検討課題として位置付けている。

当該道路は，福岡市及び福岡県等が設立した福岡北九州高速道路公社により整備・管理されている福岡高速道路との接続を前提としており，平成 27 年 3 月に福岡市，福岡県及び福岡北九州高速道路公社の三者において，福岡空港国内線旅客ターミナルへのアクセス強化と国道 3 号空港口交差点の混雑緩和を図る取り組みとして当該道路の整備について，滑走路増設に合わせ早期に取り組むことで合意が図られた。

また，当該道路については，指定都市高速道路の新設を前提としていることから，福岡市において，都市高速道路による国内線旅客ターミナルへのアクセス強化及び国道 3 号空港口交差点の混雑緩和等を図るため，自動車専用道路の計画検討に着手したものである。

本計画については，環境影響評価法に基づき，事業の実施が想定される区域を複数選定し（複数案），環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行う必要があるとともに，市民等の理解を得られるよう適切なプロセスで合理的な計画内容にしていくことが求められる。

このため，市民，関係者等の意見を伺いながら，環境面も含め，社会面，経済面等の様々な観点から総合的に計画検討を進める際の基本的な考え方や留意事項がとりまとめられた「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」（平成 25 年 7 月国土交通省）を参考として，道路の概ねの位置や規模などについて，学識経験者からなる第三者委員会や市民等の意見を伺いながら計画の熟度を高め，概略計画を決定することとした。

検討の流れ及び意見聴取の状況は，図 3.2-11 に示すとおりである。

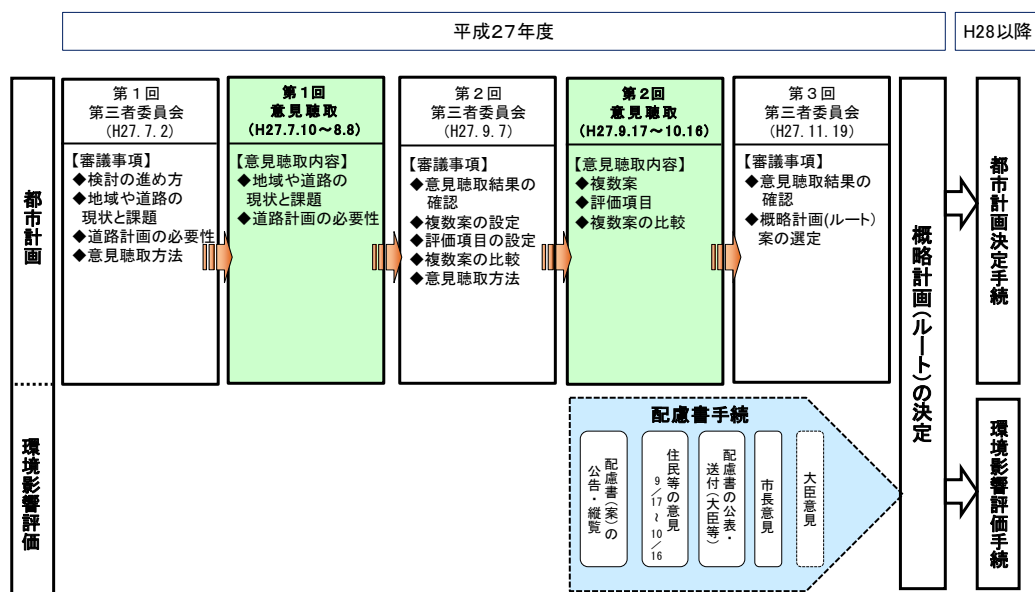


図 3.2-11 検討の流れ及び意見聴取の状況

第1回第三者委員会においては、検討の進め方、地域や道路の現状と課題、道路計画の必要性、市民等への意見聴取の方法について助言を受けた。

市民等への第1回意見聴取では、空港アクセスや周辺道路の課題と課題解決策の方向性についての意見を伺った。

これらの第三者委員会の助言、市民等の意見聴取の結果を踏まえ、複数案については、既存の都市高速道路の有効活用を前提とし、計画内容の合理性なども考慮し、既存の福岡高速3号線を国内線旅客ターミナル方面に延伸するとともに、豊ジャンクションにおいて、太宰府方面と国内線旅客ターミナル方面を繋ぐ連絡路を設ける図 3.2-12 に示す3案を設定した。

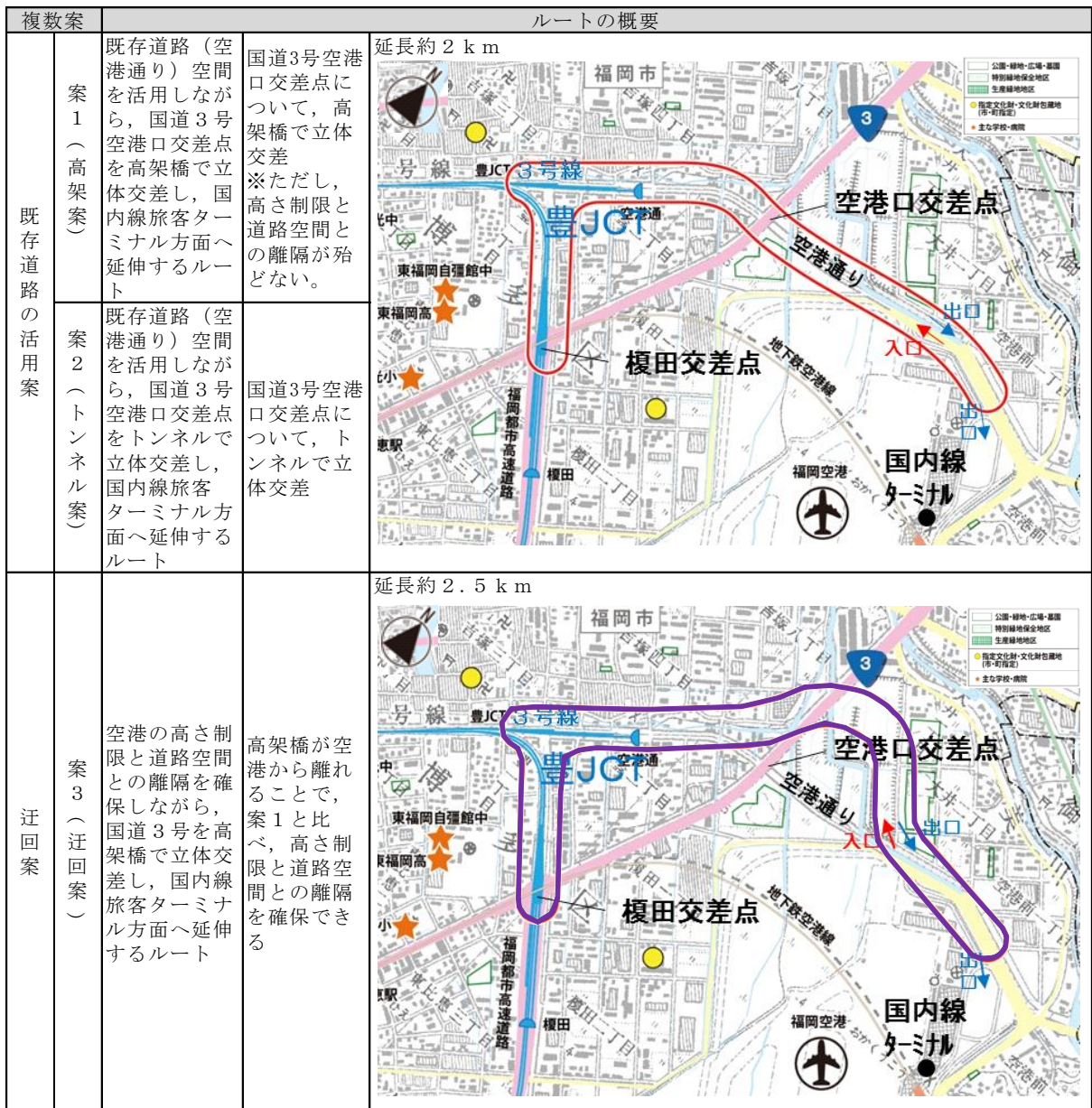


図 3.2-12 計画段階評価における複数案の位置図

第2回第三者委員会においては、複数案の設定、評価項目の設定、複数案の比較などについて提示し、「複数案の比較については、比較表を分かりやすい表現にするとともに、相対的な比較に努めること」「意見聴取については、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の案を兼ねることが市民等に分かるよう明記すること」などの助言を受けた。

市民等への第2回意見聴取では、配慮書の案を兼ねて複数案を提示し、環境面も含め計画にあたって配慮すべき項目、環境の保全の見地からの意見などについて伺った。

以上を踏まえ、複数案を設定し、環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果として配慮書を取りまとめた。

第3回第三者委員会において、「複数案の比較評価と市民等への意見聴取の結果等を踏まえ、案2（トンネル案）を有力案とする」との市の考えを提示し、「安全面、環境面、市民等の意見聴取の結果等を総合的に判断するとトンネル案を有力とすることは妥当である。」「トンネル案については、浸水対策及び工事に伴う周辺への影響を十分検討すること。」等の助言を受けた。複数案の比較評価は、表 3.2-6 に示すとおりである。

また、次のとおり、配慮書についての国土交通大臣の意見、関係する行政機関の長としての福岡市長の意見の送付を受けた。

- ・高架案(迂回案)の採用の可否に当たり、住居等保全対象への騒音や排気ガスの影響を回避・極力低減できるか慎重に検討すること。
  - ・トンネル案を採用する場合は、詳細なルート・構造の検討に当たり、地下水環境への影響に配慮すること。
- など。

以上、複数案の比較評価、市民等の意見聴取の結果、第三者委員会の助言、配慮書についての国土交通大臣の意見等を総合的に判断し、当該道路の概略計画（ルート）を「案2（トンネル案）」に決定した。

表3.2-6 複数案の比較評価

評価項目		既存道路の活用案 案1 (高架案)	既存道路の活用案 案2 (トンネル案)	迂回案 案3 (迂回案)
市民意見において、「特に配慮すべき」・「配慮すべき」とする意見の割合	効果等	空港へのアクセス改善 周辺道路の混雑緩和 事故危険性の低減	自動専用道路が空港場内へ直結するため、空港通「半道橋」上の各ランプからの所要時間が短縮される(約5分~約10分短縮) 1.一般道の交通が自動専用道路に転換するため、空港周辺道路の混雑が緩和される 2.主要渋滞箇所(空港口・榎田・立花寺)の通行を回避できる 自動専用道路を通行することで事故危険区間(交差点)を回避できる	自動専用道路が空港場内へ直結するため、空港通「半道橋」上の各ランプからの所要時間が短縮される(約5分~約10分短縮) 1.一般道の交通が自動専用道路に転換するため、空港周辺道路の混雑が緩和される 2.主要渋滞箇所(空港口・榎田・立花寺)の通行を回避できる 自動専用道路を通行することで事故危険区間(交差点)を回避できる
	58%	<p>①生活・自然環境等</p> <p>生活環境 ①生活・自然環境等</p> <p>大気質 沿道の騒音 地盤 公園機能の減少等</p> <p>①生活・自然環境等</p>	<p>沿道の騒音 地盤 公園機能の減少等</p> <p>沿道の騒音 地盤 公園機能の減少等</p> <p>沿道の騒音 地盤 公園機能の減少等</p> <p>沿道の騒音 地盤 公園機能の減少等</p>	<p>沿道の騒音 地盤 公園機能の減少等</p> <p>沿道の騒音 地盤 公園機能の減少等</p> <p>沿道の騒音 地盤 公園機能の減少等</p> <p>沿道の騒音 地盤 公園機能の減少等</p>
80%	②災害への影響	自然環境 景観 浸水 地震	重要な動物の生息環境に影響を与える可能性があるが、植物の生育環境や生態系に影響を与える可能性は小さい トンネル区間は周辺の景観を損なわない トンネル部の浸水対策が必要となる 一般的にトンネルは地震に強いと評価される トンネルのため、空港の高さ制限の影響はない	高架構橋の存在により景観を損なう可能性がある 高架構橋の存在により景観を損なう可能性がある 高架構橋の存在により景観を損なう可能性がある 高架構橋の存在により景観を損なう可能性がある
	84%	③空港機能・道路交通への影響	高架構橋が航空機の離発着時にパイロットに心理的影響を与える可能性がある 高架構橋が航空機の進入灯の一部改良が必要 航空機が高架構橋上空を通過する際の車の視界事故が懸念される 一般的にはカーブ区間の事故が多く、案3に比べカーブ区間が少ないため事故の懸念は小さい 一般交通への影響は最も大きい	高架構橋が航空機の離発着時にパイロットに心理的影響を与える可能性がある 高架構橋が航空機の進入灯の一部改良が必要 航空機が高架構橋上空を通過する際の車の視界事故が懸念される 一般的にはカーブ区間の事故が多く、案1、案2よりカーブ区間が少ないため事故の懸念は大きい 一般交通への影響は、案1、案2に比べ小さい
71%	④工事期間中の影響	交通 国道3号への影響 航空機の通航	空港口交差点の高架構橋工事による長期間交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる	国道3号上空の高架構橋工事による交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる
	64%	建設期間 建設費	高架構橋工事による長期間交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる	高架構橋工事による長期間交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる
その他		建設期間 建設費	高架構橋工事による長期間交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる	高架構橋工事による長期間交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる 高架構橋工事による交通規制が生じる

※概算建設費は、今後、詳細に道路線形・構造等を検討する中で、変更が生じる可能性がある。  
注)表中の記号は、他案に比べ「○」=やや優れている、「△」=やや劣る、「▲」=懸念が大きいを示す。  
出典:福岡空港関連自動車専用道路計画策定プロセス第三者委員会第3回資料(H27.11.19)



## (2) 方法書以降の検討の経緯

平成 28 年 8 月に「環境影響評価方法書」（以下、「方法書」という。）を作成し、公告・縦覧を行った。縦覧期間中に方法書説明会を 2 回開催するとともに、一般及び知事から意見を聴取した。方法書の手続きは平成 28 年 12 月 8 日の知事意見を受けて完了した。

平成 31 年 4 月に環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）を作成し、公告・縦覧を行った。縦覧期間中に都市計画の案及び準備書説明会を 2 回開催するとともに、一般及び知事から意見を聴取した。準備書の手続きは令和元年 10 月 15 日の知事意見を受け完了した。

県知事意見を勘案するとともに、一般の環境保全の見地からの意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加えて作成した環境影響評価書（以下、「評価書」という。）を令和元年 10 月 30 日に国土交通省へ送付した。その後、令和 2 年 1 月 17 日に国土交通大臣から評価書に対して意見が述べられた。評価書は、当該意見を勘案して、記載事項について検討を加えて補正した。

## (3) その他環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

### ① トンネル工法

今回の計画におけるトンネル工法については、開削工法か推進工法が想定される。

開削工法は推進工法に比べ、地中を掘削する土量が多く、また土留矢板を地中圧入することによる地下水への影響も大きいこと等が考えられる。

環境影響評価段階ではどちらの工法が適用されるか確定できないため、環境影響の予測評価及び環境保全措置の検討については、環境への負荷がより高いと想定される開削工法で行うこととした。

なお、実際に採用するトンネル工法については、事業実施の段階において、関係機関との協議のうえ決定する。

また、軟弱地盤対策のための地盤改良工事を実施する場合は、国土交通省の技術指針等に基づき、適切に施工管理を行うとともに、必要に応じて工事中から工事後一定の期間まで適切に地下水質等の環境監視を行い、その結果を踏まえ、当該区域及びその周辺において、地下水及び地盤に重大な影響が生じるおそれが確認された場合には、直ちに工事を中断し、必要な措置を講ずる。

## ②温室効果ガスの排出削減等

事業実施にあたっては、照明等の施設の省エネ化等を進め、供用後における温室効果ガス排出量の削減に努める。なお、道路の供用により、交通流の円滑化等が図られ、その結果、燃料消費量の削減等による温室効果ガス削減の効果もあると期待する。

また、地球温暖化対策の推進に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガス排出量の削減等が行われるよう配慮する。

## ③福岡空港滑走路増設事業との関係

「都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲」においては、福岡空港滑走路増設事業の工事が 2016 年度から約 8 年間の工事期間を見込み実施されている。一方、都市計画対象道路事業は工事着工から約 5 年間の工事期間を見込んでいることから、工事中の大気質や騒音等については、両工事の期間が重なることにより複合的影響が考えられる。

このため、「福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書」（平成 27 年 10 月、国土交通省九州地方整備局、国土交通省大阪航空局）を基に、福岡空港滑走路増設事業による都市計画対象道路事業実施区域への環境影響が最大となる時期で確認した結果、いずれも都市計画対象道路事業の予測結果に影響を与えないほど小さいことから、福岡空港滑走路増設事業との複合影響は極めて小さいと考えられる。

なお、本事業と工事期間が重複する場合は、当該工事の内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに本事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じ、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響を低減する。

## 第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲（以下、「事業実施区域周囲」という。）の概況については、既存資料を基に情報を収集・整理した。なお、統計資料については、主に福岡市東区、福岡市博多区、粕屋町、志免町を対象とした。

事業実施区域周囲の概況は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1(1) 事業実施区域周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
気象	福岡管区気象台における気象状況の平年値は、平均気温は 17.0℃、平均相対湿度は 68%、年間の降水量は 1612.3mm となっている。また、都市計画対象道路事業実施区域の最寄の一般環境大気測定局「吉塚」における平成 29 年度の風の状況及び風向・風速観測結果は、年間最多風向は北西（19.9%）で、次いで南東（15.4%）、東南東（9.9%）の順で発生頻度が高くなっている。なお、静穏出現率は 4.5% である。
大気質	事業実施区域周囲には、一般環境大気測定局 4 局、自動車排出ガス測定局 3 局がある。また、吉塚小学校では降下ばいじんの測定が行われている。平成 29 年度の測定結果によれば、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）、ダイオキシン類については環境基準を達成しているが、光化学オキシダント、微小粒子状物質については達成していない。また降下ばいじん量については、参考値を下回っている。
騒音	道路交通騒音が環境基準値を上回っている地点は、一般国道 3 号、福岡空港線、檜原比恵線及び上牟田清水線 2 号線の交通量の多い幹線道路に出現している。 航空機騒音は、平成 28 年度の短期測定結果において、3 地点中 1 地点で環境基準を達成しておらず、通年測定結果においても 2 地点中 2 地点で環境基準を達成していない。また、4 地点で環境騒音が測定されており、全ての地点で環境基準値を下回っている。
超低周波音	事業実施区域周囲では、9 地点で超低周波音が測定されており、年間平均では、1/3 オクターブ音圧レベルは 80dB 以下となっている。また、G 特性音圧レベルは 74.3dB~85.5dB（年間）の間となっている。
振動	事業実施区域周囲では、1 地点で道路交通振動が測定されており、要請限度を下回っている。 また、4 地点で環境振動が測定されており、全ての地点で規制基準を下回っている。
悪臭	福岡県における悪臭苦情件数は、平成 28 年度で 345 件となっており、典型 7 公害の中では大気汚染、騒音、水質汚濁について 4 番目に多い。
水象	事業実施区域周囲における河川延長 5km 以上の二級河川としては宇美川、須恵川、御笠川がある。湖沼はない。
水質	事業実施区域周囲の河川における平成 28 年度の水質の測定結果は、生活環境項目については、宇美川の御手洗と別府橋において水素イオン濃度（pH）が環境基準に適合していない検体がある。 健康項目については、環境基準を達成している。 また、ダイオキシン類については、宇美川と御笠川の最下流の 2 地点で調査されており、全ての地点において環境基準を達成している。
地下水	事業実施区域周囲における平成 24~26 年度の地下水の水質測定結果によると、全ての測定地点において概況調査、継続監視調査ともに環境基準を達成している。 また、ダイオキシン類については 4 地点で測定されており、全ての地点において環境基準を達成している。
河川底質	事業実施区域周囲の河川における平成 28 年度の水底の底質の測定結果については、底質の暫定除去基準に定める物質である総水銀及び PCB は、基準値を下回っている。 また、ダイオキシン類については、宇美川の最下流の 1 地点で測定されており、環境基準を達成している。

表 4-1(2) 事業実施区域周囲の概況（地域特性）

項 目	地 域 特 性
土壌及び地盤	<p>事業実施区域周囲は、市街地その他がほとんどであり、都市計画対象道路事業実施区域の東側の丘陵地に乾性褐色森林土や褐色森林土が分布している他は、灰色低地土壌が点在している。また、「土壌汚染対策法」に基づく特定有害物質によって汚染されている区域が3箇所指定されている。指定区域「整-30-4」における現況の地下水調査では、指定基準に適合していない特定有害物質である六価クロム化合物の地下水汚染は無く、また、本事業による当該指定区域の土地の改変は行わない。このため、土壌汚染・地下水汚染を拡散させる可能性はない。</p> <p>事業実施区域周囲においては、地盤沈下の問題は発生していない。なお、ダイオキシン類については6地点で測定されており、全ての地点において環境基準を達成している。</p>
地形及び地質	<p>事業実施区域周囲は、福岡県の北西部に位置し、福岡平野が広がっている。都市計画対象道路事業実施区域の東側には丘陵地があるが、扇状地、三角州等の平野、砂礫台地、自然堤防等が大部分である。</p> <p>事業実施区域周囲の地質は、大部分が沖積層の砂・泥・礫である。その他、砂岩・シルト岩、黒雲母花崗岩が丘陵地に見られる。なお、活断層詳細デジタルマップ（平成14年5月 東京大学出版会）及び活断層データベース（平成28年4月現在 産業技術総合研究所）によると、調査区域においては活断層は分布していない。</p> <p>事業実施区域周囲において、学術上又は希少性の観点から選定された重要な地形及び地質はない。</p>
動物	<p>事業実施区域周囲における動物の生息状況は、福岡市が実施した調査等によると以下のとおりである。</p> <p>哺乳類は、5目7科8種が確認されている。重要な種は、ニホンアナグマが確認されている。</p> <p>鳥類は、12目38科132種が確認されている。重要な種は、カンムリカイツブリやオオヨシキリ、キビタキ等の52種が確認されている。</p> <p>両生類は、1目3科3種が確認されている。重要な種は確認されていない。</p> <p>爬虫類は、2目7科7種が確認されている。重要な種は、ニホンスッポンが確認されている。</p> <p>昆虫類は、12目125科457種が確認されている。重要な種は、ベニイトトンボやコムラサキ、ジュウサンホシテントウ等の13種が確認されている。</p> <p>魚類は、9目19科45種が確認されている。重要な種は、ニッポンバラタナゴやドジョウ、ミナミメダカ等の8種が確認されている。</p> <p>底生動物は、6門11綱30目66科128種が確認されている。重要な種は、マルタニシヤモノアラガイ等の9種が確認されている。</p>
植物	<p>事業実施区域周囲における植物の生息状況は、福岡市等が実施した調査等によると121科684種の植物種が確認されている。重要な種は、サンショウモやオニバス、ミズマツバ等の16種が確認されている。</p> <p>事業実施区域周囲の植生の状況は、平野の市街地や工場地帯等の人工的な土地被覆が広く分布しコンクリート護岸等を施された都市内河川が流下している。都市計画対象道路事業実施区域東側の丘陵地にはシイ・カシ二次林やアカマツ群落からなる樹林がパッチ状に分布するほか、開発により造成された緑の多い住宅地等が一部分布する。</p>
生態系	<p>事業実施区域周囲は、「平野の市街地」、「丘陵地の二次林・公園」、「湿生草地」、「都市内河川」に大別でき、各環境類型の代表的な生物種は、以下のとおりである。</p> <p>「平野の市街地」にあつては、植栽並びにイタチ属、ノネコ、スズメ、ドバト、ツバメ、クマゼミ及びヤマトシジミ本土亜種が抽出される。</p> <p>「丘陵地の二次林・公園」にあつては、シイ・カシ二次林、アカマツ群落、竹林等の植物並びにホンドタヌキ、ニホンカナヘビ、ヒヨドリ、コゲラ、アオスジアゲハ及びニイニイゼミが抽出される。</p> <p>「湿生草地」にあつては、湿生植生並びにヌマガエル、コサギ、ウスバキトンボ及びハラビロトンボが抽出される。</p> <p>「都市内河川」にあつては、テナガエビ、メダカ、コイ、ギンブナが抽出される。</p>

表 4-1 (3) 事業実施区域周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
自然的状況	<p>景観</p> <p>事業実施区域周囲において都市計画対象道路事業実施区域を見渡すことができ、かつ、「不特定多数の者が利用している景観資源を眺望する場所」である眺望点は、東平尾公園等 5 地点がある。</p> <p>事業実施区域周囲には「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」により自然的構成要素として位置づけられる主な景観資源は確認されていない。</p> <p>また、自然景観、歴史・文化の分野における福岡県の観光地として、国、福岡県、福岡市指定の史跡が点在している。</p>
	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>事業実施区域周囲には、自然のままの丘陵や池、樹林を活用した、市民に「博多の森」の愛称で親しまれている東平尾公園、運動施設を備えている榎田中央公園や大井中央公園などが位置している。また、地元を中心に利用されている緑地が存在する。</p>
	<p>空間放射線量率の状況</p> <p>事業実施区域周囲の測定場所である吉塚局（東吉塚小学校校庭）における空間放射線量率は 0.06～0.07 <math>\mu</math> Sv/時、福岡県庁モニタリングポストにおける空間放射線量率は 0.06 <math>\mu</math> Sv/時となっている。</p>
社会的状況	<p>人口</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域が位置する福岡市博多区の平成 30 年 10 月末日現在の人口は 230,350 人、世帯数は 138,612 世帯となっている。</p>
	<p>産業</p> <p>周辺における産業別就業数は、第 3 次産業が 418,313 人（約 89%）と最も高く、次いで第 2 次産業の 50,836 人（約 11%）、第 1 次産業の 170 人（約 0.04%）となっている。いずれにおいても、第 3 次産業の占める割合が高くなっている。</p>
	<p>土地利用の状況</p> <p>事業実施区域周囲の地方公共団体における平成 26 年 1 月 1 日現在の地目別民有地面積の構成は、いずれの地方公共団体も山林より宅地の面積が最も多くなっている。</p> <p>事業実施区域周囲の地方公共団体では、土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況は、いずれの地方公共団体も都市地域、農業地域及び森林地域の地域設定がなされている。その他、福岡市に自然公園地域の地域設定がなされている。</p> <p>また、都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の状況は、いずれの地方公共団体も都市計画区域の指定がなされており、市街化区域と市街化調整区域の区分がなされている。事業実施区域周囲の用途地域は第 1 種住居地域、準工業地域、工業地域等に指定されている。</p>
	<p>河川の利用の状況</p> <p>周辺における河川の利用状況は、各市町において、河川やダムからの取水が行われている。福岡市では那珂川からの取水量が最も多くなっている。</p>
	<p>地下水の利用の状況</p> <p>事業実施区域周囲における地下水は、上水道、用水供給、工業用水等に利用されている。なお、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。</p>
	<p>海域の利用の状況</p> <p>事業実施区域周囲における海域である筑前海は、対馬暖流の影響を受ける外洋性の海域であり、福岡県内の主要な沿岸漁業の漁場として利用されている。</p>
	<p>交通の状況</p> <p>事業実施区域周囲における主要交通網として、鉄道は都市計画対象道路事業実施区域の西側に JR 博多駅があり、北東方向に山陽新幹線が、西側を九州新幹線、鹿児島本線及び博多南線が南北に、北側を篠栗線が東西に通っている。</p> <p>主要な道路としては、都市計画対象道路事業実施区域の西側を南北に通る福岡都市高速道路 2 号線があり、東西に走る福岡高速 3 号線、西側を南北に通る国道 3 号及び国道 385 号がある。</p> <p>博多港における平成 28 年の乗降人員の総数は約 200 万人、取扱貨物量の総トン数は約 3,100 万トンである。</p> <p>福岡空港における平成 29 年度の着陸回数は約 89,000 回、乗降客数は約 2,400 万人、貨物取扱量は約 26 万トンとなっている。</p>
	<p>学校、病院等</p> <p>事業実施区域周囲には幼稚園 9 施設、保育園 32 施設、小学校 13 校、中学校 8 校、高等学校 4 校がある。また、社会福祉施設は 47 施設、病院 12 施設がある。</p>
	<p>下水道の整備の状況</p> <p>下水道の普及率は志免町が最も高く 99.8%となっており、次いで、福岡市が 99.6%、粕屋町が 98.0%となっている。福岡県全体の下水道普及率は、81.0%となっている。</p>

表 4-1(4) 事業実施区域周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定されたその他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p> <p>社会的状況</p>	<p>&lt;環境基準&gt;</p> <p>○環境基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染：以下の環境基準が定められている。 「大気汚染に係る環境基準について」（二酸化硫黄，一酸化炭素，浮遊粒子状物質，光化学オキシダント） 「二酸化窒素に係る環境基準について」 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（ベンゼン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン） 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」</li> <li>・水質汚濁：「水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。 事業実施区域周囲の河川における類型の指定は，C類型，D類型となっている。</li> <li>・地下水：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。</li> <li>・騒音：以下の環境基準が定められている。 「騒音に係る環境基準について」（航空機騒音，鉄道騒音及び建設作業騒音には非適用） 事業実施区域周囲の地域類型の指定は，A類型，B類型，C類型となっている。 「航空機騒音に係る環境基準について」 事業実施区域周囲の地域類型の指定は，類型Ⅰ，類型Ⅱとなっている。</li> <li>・土壌汚染：「土壌汚染に係る環境基準について」が定められている。</li> </ul> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気汚染，水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」が定められている。</li> </ul> <p>&lt;規制基準&gt;</p> <p>○大気汚染防止法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄酸化物：K値規制による排出基準が定められている。</li> <li>・ばいじん：施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められている。</li> <li>・有害物質（カドミウム及びその化合物，塩素，塩化水素，ふっ素，ふっ化水素及びふっ化けい素，鉛及びその化合物，窒素酸化物，水銀）：施設を指定して，排出基準が定められている。</li> </ul> <p>○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設についても，同条例で規定する，ばい煙に係る特定施設として設置する場合に届出の義務づけと排出基準が定められている。</li> </ul> <p>○自動車等から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域：事業実施区域周囲では指定されていない。</li> </ul> <p>○水質汚濁防止法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設を設置し，公共用水域に排水を排出する工場・事業場に対しては排水基準が定められている。</li> </ul> <p>○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制対象工場・事業場の追加及び排水基準の強化（上乘せ排水基準）が定められている。</li> </ul> <p>○湖沼水質保全特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定湖沼及び指定地域：事業実施区域周囲では指定されていない。</li> </ul> <p>○瀬戸内海環境保全特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内海の関係府県の区域は，事業実施区域周囲では指定されていない。</li> </ul>

表 4-1 (5) 事業実施区域周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定されたその他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p> <p>社会的状況</p>	<p>○騒音規制法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工場等の騒音に関する規制基準：事業実施区域周囲では第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域が指定されている。</li> <li>・特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準：事業実施区域周囲では、第1号区域、第2号区域が指定されている。</li> <li>・自動車騒音の要請限度：事業実施区域周囲では、a区域、b区域、c区域が指定されている。</li> </ul> <p>○振動規制法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工場等の振動に関する規制基準：事業実施区域周囲では、第1種区域、第2種区域が指定されている。</li> <li>・特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準：事業実施区域周囲では、第1号区域が指定されている。</li> <li>・道路交通振動の要請限度：事業実施区域周囲では、第1種区域、第2種区域が指定されている。</li> </ul> <p>○悪臭防止法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物質濃度規制：福岡市では、全域を規制地域に指定している。</li> <li>・臭気指数規制：志免町及び粕屋町では、全域が臭気指数12で規制されている。</li> </ul> <p>○土壌汚染対策法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る基準が定められており、当該基準に適合しない土地については、都道府県知事等により指定及び汚染の除去等の措置の指示がなされるほか、要措置区域等内の土地の土壌の搬出時には届出が義務付けられる。</li> </ul> <p>○工業用水法及び建物用地下水の採取の規制に関する法律</p> <p>事業実施区域周囲において、地下水採取を規制されている地域はない。</p> <p>&lt;その他の指定地域等&gt;</p> <p>○自然公園法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園等：事業実施区域周囲において、指定はされていない。</li> </ul> <p>○自然環境保全法及び福岡県環境保全に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域：事業実施区域周囲において、指定はされていない。</li> </ul> <p>○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等：事業実施区域周囲において、福岡市鳥獣保護区が指定されている。</li> </ul> <p>○森林法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林：事業実施区域周囲において、指定されていない。</li> <li>・森林区域：事業実施区域周囲において、福岡市博多区、志免町に指定されている場所がある。</li> </ul> <p>○都市計画法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区等：事業実施区域周囲において、福岡市に管崎宮、東公園が指定されている。</li> </ul> <p>○景観法及び福岡市都市景観条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観形成地域：福岡市博多区に御供所地区、はかた駅前通り地区が指定されている。</li> </ul> <p>○文化財保護法、福岡県文化財保護条例及び福岡市文化財保護条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財（建造物・史跡・名勝・天然記念物）：事業実施区域周囲では33件が指定されている。</li> <li>・周知の埋蔵文化財包蔵地：対象事業実施区域周囲に29箇所分布している。</li> </ul>

表 4-1 (6) 事業実施区域周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況</p>	<p>○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊危険区域：事業実施区域周囲において、福岡市で指定されている。</li> </ul> <p>○砂防法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防指定地：事業実施区域周囲において、指定はされていない。</li> </ul> <p>○地すべり等防止法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり防止区域：事業実施区域周囲において、指定はされていない。</li> </ul>
<p>公害苦情件数</p>	<p>福岡県における平成 28 年度に県内で受け付けられた公害の総苦情件数は 2,913 件あり、典型 7 公害に係る件数は 1,885 件で、大気汚染が 674 件と最も多かった。</p> <p>福岡市における平成 28 年度に市内で受け付けられた公害の総苦情件数は 361 件あり、騒音が 185 件と最も多かった。</p>
<p>市等の環境保全に関する施策</p>	<p>福岡県及び福岡市等が策定している環境保全に関する計画、ガイドライン等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県環境総合基本計画</li> <li>・福岡県廃棄物処理計画</li> <li>・福岡市環境基本計画（第三次）</li> <li>・福岡市環境配慮指針(改定版)</li> <li>・新循環のまち・ふくおか基本計画（第 4 次福岡市一般廃棄物処理基本計画）</li> <li>・九州地方における建設リサイクル推進計画 2014</li> <li>・第 5 次志免町総合計画</li> <li>・第 5 次粕屋町総合計画</li> </ul>